

平安期の継子譚展開

——中国継子譚との関わり——

一 はじめに

平安期物語において、継子いじめは単に物語の枠組みだけでなく、登場人物の思考にも影響を及ぼすものであった。

いかなる罪を作りてかゝるめを見るらん、まゝ母のにくむは例の事に人も語るたぐひありて聞く、おとゝの御心さへかゝるをいといみじう思ふ。(『落窪物語』巻一 八九頁^①)

『落窪物語』で、閉じ込められた女君は実の父親さえ味方になりえない自身の状況を、世間一般の継母に迫害される継子と比較した上で悩み苦しむ。継母の継子いじめは通例であるという認識の上で、女君の思考は作り上げられている。また『源氏物語』「手習」では、いかで、さる田舎人の住むあたりに、かかる人落ちあふれけん、物詣などしたりける人の、心地などわづらひけんを、継母など

平安期の継子譚展開

森 あかね

やうの人のたばかりて置かせたるにやなどぞ思ひ寄りける。

〔源氏物語〕「手習」二九一頁^②

と、小野の妹尼は助けられた浮舟を継母の策略に貶められた身分のある人かと推測する。継母が生死の境を彷徨う状況に継子を貶めてもおかしくないという認識があることを示す。継子いじめの現象が、人物の状況把握にも関わっているのである。

しかし後に確認するが、継子いじめは当時の貴族社会で表面化する問題ではなかった。それにも関わらず物語に繰り返し継子いじめは描かれ、人々の常識として語られていく。このことに対して、何らかの背景を推測する必要があるだろう。注目したいのは、これまで先行研究での言及が少なかった大陸伝来の継子譚の存在である。現存する継子譚が限られる中、日本の説話集へ大陸伝来の継子譚が数多く収録されている事実は看過しがたい。本稿は大陸伝来の継子

譚、特に中国の継子譚を視野に入れた上で、平安期の継子譚展開の背景について考察することを目的とする。

二 先行研究概観と問題点

日本における継子譚の発生については様々な先行研究の見解が示されているが、大陸から伝播したと考える立場と、日本古来の型と見なす立場に大きく分けられるだろう。

大陸伝播の立場は主として、中国やインドの継子話の伝播によって日本の継子譚が創出されたと想定する。柳田國男は遅くとも平安期頃に大陸からシンデレラ型の継子譚が入ってきたとし、『落窪物語』『住吉物語』を始めとする、昔話の継母話における種としての関係を想定する^③。山室静氏は日本の説話集に収録された中国・インドの継子説話に対して、日本を舞台とする継子説話の少なさを指摘し、大陸伝来の継子譚を踏まえて創出された『落窪物語』か『住吉物語』かが日本の継子譚の始まりとする^④。三木雅博氏による中国・インドの継子譚との比較による平安期継子物語の位置づけも、大陸伝播の立場を基にした研究と言える。しかし継子譚は世界中に見受けられる話で、中には同一のモチーフを有する話も数多い。それらを単純に結ぶことが困難であるように、大陸伝来の継子譚と日本の継子譚の間にも偶然的一致という可能性がつきまとう。確かな記

録がない以上、完全にこの可能性を潰すことは不可能であろうが、伝播の立場をとるためには日本と大陸を結ぶ確かな線の確立が求められる。

これに対し日本古来の型の立場の多くは、折口信夫の貴種流離譚からの分岐を継子譚とする説を始発とし、成年・成女式等の通過儀礼によって継子譚が形成されたとする関敬吾氏の示唆^⑦が展開され、三谷邦明氏はその代表的なものである。三谷氏は継母子関係が生まれる社会体制であれば、上代の貴種流離譚も継母子譚に転化していたという可能性を提示する。一方で具体的な継子譚の淵源を模索する試みもなされている。藤井貞和氏は『古事記』における大穴牟遲神話を例に挙げ、嫉妬の心情が継子いじめと表裏一体をなすとし、この後妻妬みの形を淵源として想定する^⑧。古橋信孝氏は神話における親子の対立を淵源だとし、『丹後国風土記』逸文奈具社の由来、『竹取物語』等に見られる神の子の追放の形と関連づき、継子譚へ至る過程を見ている。確かに先行研究が示す淵源には、継子譚と共通するモチーフが認められる。しかし、それらは継子譚のものではない。その淵源は何故、継子譚という形に変化したのか。その距離を埋めるものへの言及が不可欠であろう。

そもそも継子物語が盛り上がりを見せた平安撰関期の社会では、継子いじめは表面化する問題でなかった。このことは池田弥三郎氏

によって早くから指摘されている。^⑪ 当時の貴族はその婚姻形態の都合上、結婚によってすぐに継母が夫と別の妻の間に生まれた子と同居する可能性は限りなく低い。養育制度との関連から服藤早苗氏も詳しく述べている。

継母子物語が全盛期であった撰問期には、実態的には継母の継子いじめはさほど表面化するほどではなかった。なぜなら、当時の婚姻は、いわゆる「婿取婚」であり、婿は妻の両親に婿取られ、結婚当初は妻方で妻の両親と同居するかもしれないが妻方の援助での夫婦独立家屋で、新生活のスタートが切られた。その後、一定期間たつと夫方や妻方の提供による家屋に別居する居住形式だった。妻方に婿取られた夫は、妻が死去した場合、実子を妻方に遺し、実家に戻ったり、他の妻を見つけ婿入りする。ゆえに、子どもは外祖父母や母方親族に養育される場合が多い。^⑫ 服藤氏は乳母も継子いじめを防ぐ存在として挙げる。子どもの養育の責任は母親一人が負うものではなく、子には複数の保護者がついていた。継母が継子を直接攻撃し、誰も防止できないという状況は一般的とは言いがたい。また、継父母は養父母と同一ではなく、子への権限には差があることを倉田実氏は注意する。

継母には結婚によって誰でもなれる。しかし、必ずしも養母にならなるといわけではない。また、養母には、結婚を介さなくて

もなれるが、信頼関係や委譲する措置などがなければ、養親子関係にはなれない。(中略) 養父になつていたら、妻の連れ子であつても、親権の行使は可能であり、妻の意向を確認しながら結婚問題を推進したであろう。しかし、継父のままではないならば、自ら推進する権利はない。^⑬

現実において継母は自由に継子を扱うことはできなかった。継子に親権を行使するためには養母になる必要があるが、継母子関係が養母子関係へと移行した平安期の記録例は極めて少ない。^⑭ 継子いじめの問題が全く浮上しないと云える訳ではないが、物語に描かれる継子いじめの現象は現実と隔たりがある。物語の創作・享受者である貴族達の社会の中で継子いじめ認識が自然に発生し、一般常識として広まり受け入れられるものとは考えにくい。

継子譚発生に関する二つの立場を概観したが、単純にどちらかの立場の上に乗って継子譚を分析することは危険であると言えよう。継子譚の物語取り込み方法を考える際には、社会背景との関連付けながらの複眼的分析が必要になると思われる。

三 継子いじめ発端要因の設定

平安期の継子譚展開を考えるために、継子譚におけるいじめの発端となる要因描写に注目したい。継子いじめという現象が現実と隔

たりがあつたのならば、その背景を基に語られた継子いじめ発端の分析が、継子譚展開の在り方を考える際の糸口になり得るであろう。平安期において継子いじめが組み込まれた物語・説話における発端要因を大きく分類すると以下の①②③のようになる。なお、継子譚が問題となる物語は、先行研究によってその範囲が異なる。例えば、『大和物語』一四二段や、『源氏物語』の玉鬘物語であるが、『大和物語』の場合は「まま母の手にいますかりければ、心にもものかかはぬ時もあり。」(三六一頁)¹⁵⁾と、継母子関係の不和が匂わされるが実母でないための遠慮とも解釈でき、実際にいじめが行われたのかは明らかでない。玉鬘も継母による直接的被害は受けていない。ここで取り上げたいのは継子いじめ発端の要因である。そのため、継母の立場にある人物の攻撃(いじめやいじめに準ずると規定される迫害行為)による継子の被害が描かれるものを対象とする。

①継母の懸想に対する継子の拒否を要因とする(一例)

・『うつほ物語』「忠こそそ」

忠こそ一人来ぬれば、よし、かの御代りにとて、忠君の御前に参りたまひて、小さき菖蒲に、かく書きて置きたり。箸の台に、今日だにも生ふと知らなむあやめ草涙の川の深き汀に
とあり。忠君見て、いとあやしく、かくのたまふは、おとどに悪しと思はせてまつらむとにやあらむ、と思ふに、ましてい

とほしかりければ、ただかくなむ。

「寄る波のすぎわたればあやめ草なほ思ふこそ苦しかり
けれ

かしこきことのなからましかば、うれしからまし」と聞こえたまへり。

北の方、これを見たまひて、御心誤りたまひて、われに恥見すること。いかでかこれが報いせむと思ひなれて、「忠こそ」
二二三頁)¹⁶⁾

継母の北の方は、橘千陰の訪れが遠のき、その代わりに継子の忠こそに懸想し思いを伝える。忠こそはこれを回避するが、北の方は誤解し激怒する。ここから継母は貶めを計画し、懸想拒否が継子いじめの引き金に設定されている。継母の継子への懸想はやや唐突な印象を受けるが、この継子いじめ発端設定はインドの継子譚であるクナラ太子譚によるもので、¹⁷⁾また、国籍不明の継子譚「胡楊は鎗を免る 第九十八」(『注好選』上)にも見られる設定である。

②継母血筋の優位・繁栄への思いを要因とする(四例)

・『住吉物語』

中納言、北の方に、の給やう、「行末は知らず、二人の君は、ありつきぬ。此対の方を、今年の五節に参らせばやと思ふに、打あはぬ事の心憂さよ」とて歎き給へば、我子どもに思ひまし

給へるを、「ねたし」と思ひながら、言ふやう、「なか／＼、おぼえすくなき宮仕よりも、時めかん上達部などに、あはせ給へかし」など言へば、「なみ／＼の人には見せん事もあたらしさに」など、の給へば、ま、母、「ともかくも、御はからひにてこそ」と言ながら、「いかにしてか、あやしき名を立てて、思ひうとません」と案じけり。(上巻 三二六頁)

『住吉物語』で継子いじめの引き金となつたのは、中納言の姫君入内計画の相談である。中納言は姫君を宮腹の姫君として扱ふ。それは諸大夫の娘である北の方にとつて、自分腹の子との差別であり、血筋の劣等を意識させられるものであつた。姫君の優位を妨げ、優劣の落差を埋めようとする欲求が継母を突き動かすこととなる。

・『源氏物語』光源氏―弘徽殿女御との関係において¹⁸⁾

明くる年の春、坊定まりたまふにも、いとひき越さまほしう思せど、御後見すべき人もなく、また、世のうけひくまじきことなりければ、なかなかあやふく思し憚りて、色にも出ださせたまはずなりぬるを、「さばかり思したれど限りこそありけれ」と世人も聞こえ、女御も御心落ちあたまひぬ。(桐壺「三七頁」)

一の皇子の立場が決まり、その後光源氏が弘徽殿に出入りするようになる。弘徽殿女御の憎しみは一旦消える。それは実子立場への危

機感から生まれ、立場実現により要因が消失したためである。

こよなう心寄せきこえたまへれば、弘徽殿女御、また、この宮とも御仲そばそばしきゆゑ、うち添へて、もとよりの憎さも立ち出でてものしと思したり。(桐壺「四四頁」)

憎しみは、光源氏と藤壺の親交により再発する。桐壺帝の寵愛の深い者同士の親交は、桐壺帝の藤壺方への思い入れを強め、更には藤壺勢力の拡大に繋がる。東宮の外戚として帝の後ろ盾を得たい弘徽殿女御側にとつて、二人の結びつきは再び生じた障害である。この憎しみが情勢とともに膨らみ続け、光源氏側の追い落としに繋がっていく。光源氏への憎悪は感情的なものでなく、政治的思惑が強く関わり、自身の血筋の盤石化を願う思いに起因すると言えよう。

・『源氏物語』紫の上―式部卿官北の方との関係において

北の方も、母君を憎しと思ひきこえたまひける心もうせて、わが心にまかせつべう思しけるに違ひぬるは口惜しうおほしけり。(若紫「二六〇頁」)

北の方は嫉妬によつて紫の上の母を追い詰めたが、紫の上の引き取りが決定した時には紫の上の母に対する憎しみが消え、養育を期待していた。実母への嫉妬は継子へと引き継がれない設定をとつていゝ。紫の上は度々、継母を意識する継子として語られるが、明確に継母の憎しみの要因として示されるのは、実子との差であつた。

嫡腹の限りなくと思すは、はかばかしうもえあらぬに、ねたげなること多くて、継母の北の方は、安からず思すべし。物語に、ことさらに作り出でたるやうなる御ありさまなり。(「賢木」一〇三頁)

北の方は実子の縁談による幸せを望んでいたが、思い通りに運ばない苛立ちを抱えている。物語が進むと、帰京後の式部卿宮家に対する光源氏の冷淡さ、玉鬘を要因とする自分腹の娘と髭黒の離婚に対する不満が語られていくが、全て自分の血筋の冷遇に起因している。繁栄する継子との比較により劣等感が生まれたのであろう。つまり、紫の上を苦しめた北の方の嫌味は、継子を不幸な身の上として貶めることで、実子との差を埋めようとする心情によると言える。

・「陸奥国府官大夫介子語第五」(『今昔物語集』卷第二十二)

継母、男ノ物ヲ皆進退シ得テ思フ様、「此男ハ年既ニ七十二成テ、今日明日共不知。此男子無ハ、若干多カル(脱字)下ノ心カナ。²⁰⁾

脱字が見受けられるが前後の流れから、継母が夫の年齢を思い、自分の連れ子である娘に財産を願っていると読みとれる。財産の独占を目的に、邪魔な継子の殺害を計画する。

これらの例では本人の意図せぬところで、男子の継子は立坊や財産争い、女子の継子は結婚争いが継母の実子との間で繰り広げられ

ている。実子優位を望む継母の対向者に対する攻撃として、継子いじめを据えることができる。実子優位による恩恵は、血筋全体の格上げを期待させ、身分制社会では見過ごせない問題であった。この継母の欲求は、中国の継子譚にも見出せる特徴である。三木雅博氏は中国の継子譚の背景を家督相続と関連付け、継子の存在故に実子の相続が叶わないことに対する継母の親としての情を指摘する²¹⁾。日本とは相続方法の差異はあるものの、継母血筋の優位・繁栄を望む心情は根底において共通していると言えるだろう。

③理由は描かれない(四例)

・『落窪物語』

・『源氏物語』式部卿宮の御むすめ―北の方との関係において(「蜻蛉」二二六三頁)

・「亀、報山陰中納言恩語第二十九」(『今昔物語集』卷第十九)

・「堤中納言物語」「貝あはせ」
これらの例では継子いじめの発端の理由の説明はされず、読み手に委ねられる形となっている。

継子いじめの発端要因については一夫多妻制から生じる前妻の後妻妬みとされるが、確認の通り、話の中でそれは直接的要因として現れていない。『源氏物語』光源氏・紫の上の例では実母の死後、継母の憎しみは一度消えたと語られ、直接的に後妻妬みが継子いじ

めに繋がることを避けられている。作中で設定された要因は前掲の①と②のように大陸伝来の継子譚と共通したものである。継子いじめの起こりにくい平安撰開期において物語の発端設定が大陸伝来のものと重なるのは、単なる偶然とは片付けにくい。先行する大陸伝来の継子譚に準えたと考えることができまいだろうか。この想定は、③の場合における説明にもなる。伝来の継子譚やそれを踏まえた①②のパターンの継子譚が普及し、いじめに至る発端の説明が絶対的でなくなったのである。つまり、平安期の継子譚展開の背景には大陸伝来の継子譚の存在があり、その普及によつて継子いじめ認識や発端要因が共有され、日本の継子譚の骨組みに至つたという道筋が推定される。

ただしこの道筋は貴種流離譚などの日本古来の型や、通過儀礼の問題と切り離せないことに注意したい。『落窪物語』や『住吉物語』において皇族の血を引く継子が苦難や流離を切り抜け、結婚により地位を回復するという死と再生の枠組みは、貴種流離譚や通過儀礼と深く関わっている。一方で大陸伝来の継子譚も多数の例を《継母が継子を殺害・追放↓継子が死の危機や流離を体験↓超自然的力の加護で再生》という形に収めることができ、死と再生の枠組みで考えられる。この死と再生という点で、日本古来の型と大陸伝来の継子譚は結びつき、前節で確認した日本古来の型における継子譚との

距離を埋めるものに成り得るのである。両者は互いに作用し、平安期の継子譚の基盤となつたと想定したい。

四 「孝」と中国継子譚の受容

大陸と日本を繋ぐ線、つまり大陸伝来の継子譚が平安期継子譚に組み込まれる背景を、元の出典における主題との関連から考えていきたい。インドの継子譚の場合は仏教経典を出典とし、仏教思想に根差した展開から、仏教信仰の浸透による文学への取り込みが推測できる。仏教と文学の関係は膨大な数の先行研究があるのでそちらに譲ることとして、以下は中国の継子譚の場合を取り上げる。

平安期説話集に引かれる中国の継子譚として、舜譚（『注好選』上四六、『宝物集』六）²³・王祥譚（『注好選』上五一、『宝物集』一）・閔子騫譚（『注好選』上四七）・伯奇譚（『注好選』上四六、『今昔物語集』九卷二〇）・申生譚（『今昔物語集』九卷四三）が挙げられる。これらは「孝子伝」に収録された、孝子賛美を主題とした孝子説話である。一例を挙げると、舜譚は継母を主犯とする殺害計画を受け、舜は家から脱出するが、一家が困窮・病に苦しむ際に無償で支援し、天がその孝に感動し奇跡が起こるといふ話である。このように中国の継子譚では、血の繋がりが無い継母のいじめの試練に耐え、一途に孝を示す姿を語ることで、理想的な孝を説くもの

が主な形である。そうすると「孝」との関係が、中国の継子譚の受容を考える手掛かりとして浮かび上がってくる。

儒教からの平安期文学の分析は、田中徳定氏や工藤重矩氏によってなされているが現状で十分とは言えない。儒教が平安時代の政治や道徳に交渉がなかったとする津田左右吉氏の指摘がこれまでの研究に影響を及ぼしたためであろう。しかし儒教の基本徳目であり、国家統一理念である孝思想²⁹が、日本にも多大な影響を及ぼしたのは、唐の律令の形式や政治理念を基にして制定された『大宝律令』・『養老律令』からも明らかである。具体的に見ていきたい。

部内有^ニ好^シ学^ヲ、篤^シ道^ヲ、孝^悌、忠^信、清^白、異^行、発^シ聞^ヲ於^テ郷閭^ニ者[、]而^{シテ}進^ム之^ヲ。(『令義解』卷二・戸令)

凡^ソ孝^子、順^孫、義^夫、節^婦、志^行聞^ニ於^テ国^郡者[、]申^セ太^政官^一。奏^聞表^其門^閭、同^籍悉^免課^役。有^ニ精^誠通^感者[、]別^加優^賞。(『令義解』卷三・賦役令)

戸令は孝悌の者の推挙、賦役令は孝子を表彰・同門の課役免除を記す。孝によって天下を治めようとする治世観が反映され、孝子に対する恩賞の設置により民に孝を奨励している。これが実態を伴った規定であったことが、『続日本紀』大宝二年十月の詔を初めとし、『六国史』の記録から見受けられる。

乙卯、詔したまはく、「上は曾祖より下は亥孫に至るまでに、

奕世孝順なる者には、戸を挙りて復を給ひ、門閭に表旌して家とす」とのたまふ。(『続日本紀』大宝二年十月)

以降、天皇の代替わりや吉兆の出現などの大赦として、孝子への表彰・課役免除の勅令は繰り返し記録される。また、天平三年十二月には神馬出現を祝して、朝廷が人民に食糧を施す勅令が發布され、その対象に孝子が含まれている。朝廷の孝子厚遇姿勢は、政策として如実に表れていると言えよう。実際に孝奨励政策の対象者の記録も残されている。『続日本紀』和銅七年十一月に大倭忌寸果安、奈良許知麻呂、四比信紗の三名が孝子として表彰、終身課役免除の恩賞が与えられた例を筆頭として、『六国史』全体で計二三名が孝を理由に課役免除・位階授与といった恩賞が与えられている。

ここで記録された孝子は庶民階級が中心であったが、孝奨励政策の直接的影響を受けたのは官人達であっただろう。官人養成機関の大学寮で、孝の基本書である『孝経』は『論語』とともに必修書であった。更に孝謙天皇の天平宝字元年四月の詔(『続日本紀』)では『孝経』の学習、家ごとに一冊の所持が勧められた。中国聖代の孝統治観に基づく唐の玄宗による天宝三載敕文を元にした勅令で、孝統治観の反映された形となっている。こういった勅令を理解し政策を実行するために、当時の官人達に孝思想の知識が求められたことは間違いない。そこで思い返したいのが、孝子説話である。孝子説

話は孝子の賞賛を目的とし、理想的孝の具体例を示している。孝子奨励という政策には模範例が必要であり、官人達の孝理解を支えるものとしての孝子説話の在り方が推測される。③③ 実際には前掲の『令義解』（卷三・賦役令）では、「孝子、順孫」の注釈に、

謂、高柴泣血三年、願悌絶漿五日之類、孝子也。原穀喻父迎祖。劉殷冒雪獲芹之類、順孫也。（『令義解』卷三・賦役令）

と高柴・願悌・原穀・劉殷が挙げられる。該当者の具体例として孝子説話が活用されている。孝子説話は孝思想理解を支える中で、次に具体例を越えていった。『経国集』卷二十に所収された神蟲麿の対策文（二五五）に注目したい。

対ふ。竊に聞く、「孝子置ず」といふことは、已に六義の典に著はれ、「父の蠱を幹る」といふことは、式て八象の文に編めりと。是に知る、国を興し家を隆にするは、必ず孝道に由るといふことを。故蒸蒸なる虞帝、終に昭華の珪を受け、翹翹なる漢臣、乃ち萬石の号を標さしむ。爾自り阿劉が淳孝なる、乃ち身を殞して親に令へ、桓温が篤誠なる、終に刀を振ひて敵を殺す。魏陽官を斬りて、薦祭の心を存ち、趙娥仇を刺して、就刑の請を致す。③④

臣と子の道の両立できるか、否かの問いに対し、舜と漢家の臣、更

に四人の孝子を組み込み、答えが作られている。前半は虞帝と漢臣の対句、後半は男女の組での対句とされ、更に桓温、魏陽、趙娥の三人は親の仇の死を以って孝を示す点で共通している。未詳の阿劉もそれに関連する話であったと想定されよう。連想による対句構成という単なる具体的例示を越えた方法により、孝子説話が文学活動へ参入し、創作素材として発展した様が窺われる。

この参人は、物語にも至った。男性官人の作者が想定される『宇津保物語』「俊陰」にて、母を養う仲忠の様が語られる中、水の張った冬の日、仲忠は母に魚を与えることができずに嘆く。そこで「まことにわれ孝の子ならば、氷解けて魚出で来。孝の子ならば、な出で来ぞ」（「俊陰」七三頁）と問いかけたところ、魚が飛び出てきて仲忠の孝が認められる。これは氷の張る冬に継母から魚を求められ、嘆く王祥の前に魚が飛び出てきたという王祥譚を踏まえた上の描写となっている。元は天からの救出として奇跡が起されるが、『うつほ物語』では仲忠の言葉に応じ、奇跡が起される。③⑤ 孝子説話をそのまま引用するのではなく、物語に応じて加工しつつ組み込む方法がとられ、更に工夫された素材使用の方法となっている。このような文学素材と成り得た孝子説話の中に、継子譚が含まれていた。孝子説話が共通知識・文学素材として共有される中で、継子譚も同時に共有されていたのであろう。政治に関連する官人達

の学問知識を始発として、取り込みの場は文学活動へと及んでいった。次第に家柄によって官位が独占され、学問知識が現実の出世と切り離されていく中で、依然として知識を最大限に生かせる場が文学であった。それは詩作に限らず、政治と無関係な物語でも同様で、知識に基づき生まれた優れた物語は、評価が高まるに従い多数の読者を獲得し広がっていく。作者達は己の知識が発揮・評価される場へ、現実では満たされない欲求を託したことであろう。享受層の拡大に伴い、学問知識は女性や子どもにも届くこととなるが、知識に元々根差していた政治性は次第に抜け落ちていったと思われる。しかし政治性の読み取りは、前掲した仲忠の例のように必ずしも必要ではなく、孝子説話は奇跡や理想性にさえ注目できれば、十分楽しめる素材であった。孝子説話の広がりには、その中に含まれる継子譚も共有されていくことを示す。一方で仏典引用の継子譚も仏教信仰の浸透により受容されていく。説法といった仏教行事などの機会でも、これらは広がっていった。こうして継子譚は人々の間で普及していき、それが冒頭で述べた物語の登場人物の継子いじめの認識描写、物語の継子譚組み込みに繋がっていくのではないか。

『うつほ物語』 忠こそその継子いじめ物語は、「吹上 下」において、落ちぶれた継母との再会により結末を迎える。ここで忠こそは、継母の生時中の世話、死後の供養を誓う。継母の所業を知ってもなお、

怨みを見せずに仕える忠こそから、孝子としての姿が読みとれよう。『落窪物語』でも、父の中納言と女君の再会後に孝養が重ねられていくが、その契機となる男君の言葉に「孝」が使用される。

世人は老いたる親のためにする孝こそいとけうありと思ふ事は、七十や六十なる年、賀と言ひて遊び、楽をして見せ給、又若菜まいるとて年のはじめにする事、さて八講と言ひて、経、仏かき供養する事こそはあめれ。(『落窪物語』巻三 二一九頁)

日本の継子譚と孝思想の繋がりを思わせる例として挙げられ、孝子説話の一種である中国の継子譚は無視できないものと言えよう。

五 おわりに

平安期の婚姻制度・養育制度では、継子いじめは現実的に起こりにくい社会であった。その中で描かれた物語の継子いじめの発端要因は、中国・インド伝来の継子譚の発端要因と共通しており、平安期の継子譚における影響や作用を推測させる。中国の継子譚は孝子説話の一種であった。孝を国家統一理念とする治世観に基づき、日本においても孝奨励の政策がとられた。そういった中、孝子説話は政治知識を始発とし、文学知識となり共有されていく。広く享受される中で政治性は後退していくものの、この素材の広がりによって、継子譚の展開は支えられたのではなからうか。

注

- ① 『落窪物語』・『住吉物語』の引用は全て藤井貞和校注『新日本古典文学大系 落窪物語 住吉物語』（岩波書店 一九八九年）による。以下、引用資料の旧字・異体字等は現行のものに改め、ルビは省略した。また、傍線は編者が付したものである。
- ② 『源氏物語』の引用は全て阿部秋生、秋山虔、今井源衛、鈴木日出男校注・訳『新編日本古典文学全集 源氏物語①～⑥』（小学館 一九九四年～一九九八年）による。
- ③ 柳田國男「桃太郎の誕生」（『柳田國男全集 第六卷』筑摩書房 一九八八年）
- ④ 山室静「世界のシンデレラ物語」（新潮社 一九七九年）
- ⑤ 三木雅博「『うつほ物語』の物語と中国文学——『うつほ』忠こそ・落窪・住吉の成立を考えるために——」（『国文学 解釈と教材の研究 五〇—四号』二〇〇五年四月）
- ⑥ 折口信夫「日本文学の発生 序説」（『折口信夫全集 第七卷』中央公論社 一九五五年）
- ⑦ 関敬吾「婚姻譚としての住吉物語——物語文学と昔話——」（『国語と国文学 三九—一〇号』一九六二年一〇月）
- ⑧ 三谷邦明「継子もの——世界と日本」（『解釈と鑑賞 三九—一〇号』一九七四年一月、三谷邦明『物語文学の方法Ⅰ』（有精堂 一九八九年）
- ⑨ 藤井貞和「源氏物語の始原と現在」（『冬樹社 一九八〇年』）
- ⑩ 古橋信孝「物語文学と神話——継子いじめ譚の発生論」（『神話・物語の文芸史』ベリかん社 一九九二年）
- ⑪ 池田弥三郎「まませいじめの文学とその周辺」（『池田弥三郎著作集 第四』角川書店 一九八〇年）
- ⑫ 服藤早苗「児童と文学」（久保田淳ほか編『岩波講座 日本文学史

平安期の継子譚展開

第二卷 九・十世紀の文学 岩波書店 一九九六年

- ⑬ 倉田実「真木柱と紅梅大納言の子どもたち——実女・養女・継女——」（『古代文学研究第二次 一五号』二〇〇六年一〇月）
- ⑭ 倉田実氏は『王朝撰関期の養女たち』（翰林書房 二〇〇四年）にて継母子関係から養母子に移行した例の少なさを示す。
- ⑮ 片桐洋一、福井貞助、高橋正治、清水好子校注・訳『新編日本古典文学全集 竹取物語 伊勢物語 大和物語 平中物語』（小学館 一九九四年）
- ⑯ 『うつほ物語』の引用は全て中野幸一編『新編日本古典文学全集 うつほ物語①』（小学館 一九九九年）による。
- ⑰ 三木雅博「『うつほ物語』忠こそその（継子いじめ譚）の位相——『孝子伝』の伯奇譚・クナラ太子譚との比較考察から——」（『国語国文 七三—一〇号』二〇〇四年一月）
- ⑱ 弘徽殿女御は「継母」と呼称されないが、桐壺帝が弘徽殿女御の御簾の中に光源氏を入れ親交を依頼しており（『桐壺』三八頁）、継母的立場にある人物としてとれる。
- ⑲ 「継母の北の方などの、「にはかなりし幸いのあわたたしさ。あなゆゆしや。思ふ人、かたがたにつけて別れたまふ人かな」とのたまひけるを、さるたよりありて漏り聞きたまふにも、いみじう心愛ければ、」（『須磨』一七二頁）、『式部卿宮の大北の方、常にうけはしげなこともをのたまひ出でつつ、あちきなきき大將の御事にてさへ、あやしく恨みそねみたまふなるを、かやうに聞きて、いかにいちじくる思ひあはせたまはむ』（『若菜上』五三頁）と、紫の上は物語で繰り返し、継母との不仲が語られる。
- ⑳ 小峯和明校注『新日本古典文学大系 今昔物語③』（岩波書店 一九九九年）

- ②1 注⑩に同じ。
- ②2 日向一雅『源氏物語』と継子譚（『源氏物語の主題「家」の遺志と宿世の物語の構造』桜楓社 一九八三年）、金鍾徳『継子譚の類型表現とパロディ』（ツベタナ・クリステフ編『パロディと日本文化』笠間書院 二〇一四年）など。
- ②3 『玉物集』の巻数は小泉弘、山田昭全校注『新日本古典文学大系 宝物集』（岩波書店 一九九三年）に基つく。
- ②4 『孝子伝』は『令集解』による引用、説話集による典拠利用、『うつほ物語』の物語素材など、平安期に多大な影響を与えた。黒田彰『孝子伝の研究』（思文閣 二〇〇一年）が詳しい。
- ②5 『西陽雜俎』統集所収の「葉限」は、シンデレラ型の例であるが、南インドシナの伝承記録で、平安期以前の唯一の例であるため、中国継子譚は主として孝子説話形式を取ると言つてよい。
- ②6 田中徳定『孝思想の受容と古代中世文学』（新典社 二〇〇七年）
- ②7 工藤重矩『平安朝文学と儒教の文学観——源氏物語を読む意義を求めて——』（笠間書院 二〇一四年）
- ②8 津田左右吉『文学に現はれたる国民思想の研究 第一卷 改訂版』（岩波書店 一九五一年）
- ②9 拙稿「光源氏の物語における舜譚利用——孝思想との関わりから——」（『社会科学 第四五巻第一・二号』二〇一五年八月）
- ③0 黒川勝美編『新訂増補国史大系 令義解』（吉川弘文館 二〇〇〇年）
- ③1 青木和夫ほか校注『新日本古典文学大系 続日本紀①』（岩波書店 一九八九年）
- ③2 徳田進『孝子説話集の研究 中世篇』（井上書房 一九六三年）を参考に、孝子本人に対する恩賞記録例を調査した。
- ③3 田中徳定氏は、孝子説話が孝子表旌の判断基準に影響を与えた可能性を指摘している。（『孝子表旌にみる孝思想』『孝思想の受容と古代中世文学』新典社 二〇〇七年）
- ③4 小島憲之『経国集詩注』（『国風暗黒時代の文学 補篇』塙書房 二〇〇二年）
- ③5 小島憲之氏は注③4で阿劉を未詳としつつも、女性の孝子と推測している。
- ③6 山本登朗氏は、奇瑞を引き起こす仲忠の発言に、物語を貫く「親子の愛しさ」と奇瑞を出現させる「孝」を結びつける『宇津保物語』の方法を指摘する。（『親と子——宇津保物語の方法』『森重先生喜寿記念ことばとことのは』刊行会編『ことばとことのは』和泉書院 一九九九年）
- 〔付記〕 本稿は二〇一五年度同志社大学国文学会研究発表会（二〇一五年六月二一日）における口頭発表を加筆修正したものです。多くの貴重なご意見に心より御礼申し上げます。